

差 押 債 権 目 録

- 1 金.....円（請求債権目録記載の1）
- 2 令和.....年.....月から離婚又は別居解消に至るまでの間、毎月.....日限り
金.....円ずつ（請求債権目録記載の2）

債務者（.....勤務）が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書1及び2の金額に満つるまで
ただし、頭書2の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

- (1) 給料（基本給と諸手当。ただし、通勤手当を除く。）から所得税、住民税及び社会保険料を控除した残額の2分の1（ただし、前記残額が月額66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）
- (2) 賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額の2分の1（ただし、前記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）

なお、(1)及び(2)により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税及び住民税を控除した残額の2分の1にして、(1)及び(2)と合計して頭書1及び2の金額に満つるまで